

感染症法37条2対象となる医療の区分

(対象医療○、対象外医療×)

H21.2.1 改正

	項目	対象適否
診察	初診料	×
	再診料、外来診療料	×
	外来管理加算、継続管理加算	×
指導管理	特定疾患療養指導料	×
	老人慢性疾患生活指導料	×
	小児科外来診察料	×
	外来栄養食事指導料	×
	薬剤情報提供料	×
	診療情報提供料	×
	傷病手当金意見書交付料	×
	療養費同意書交付料	×
	診断書料・協力料	×
在宅	寝たきり老人在宅総合診療料	×
検査	結核菌検査(塗抹、培養)	○
	副作用発見のための検査 (血液検査、眼科検査、耳鼻科検査等)	○
	上記検査の判断料、採血料	○
	核酸増幅法	×
	血沈検査	×
	上記以外の検査	×
画像	X線検査	○
	CT検査	○
	MRI検査	×
投薬	化学療法	○
	処方料、特定疾患処方管理加算	○
	調剤料	○
	処方箋料、特定疾患処方管理加算	○
	調剤技術基本料	○
注射	注射料	○
処置・手術・入院	外科的療法	○
	骨関節結核の装具療法	○
	上記療法に必要な処置その他の療法	○
	上記療法に必要な入院	○
食事	入院時食事療法	×